

「(仮称)岸和田市土砂埋立て等の規制に関する条例(素案)」について

市民環境部環境課

### 条例制定の背景

平成26年2月、豊能町の残土処分場で崩落事故が発生し、地域住民に多大な影響を及ぼしました。これを受け、大阪府は災害の防止、生活環境の保全を目的とした、3,000平方メートル以上の埋立て、盛土及びたい積を規制する「大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例」(以下、「府条例」という。)を平成27年7月1日に施行しています。

本市において、平成28年3月、府条例の対象規模未満である700平方メートル程度の土砂のたい積が、2ヵ月後には、3,400平方メートルを超え、大阪府による無許可たい積の撤去指導等が行われている事案が発生しました。

今後、不適正な土砂の埋立て等が行われる事案が想定されることから、府条例の対象規模未満の埋立て等についても、災害の防止等を目的とし、一定の制限を規定する条例の制定を検討しています。

### 条例の概要

#### 1. 目的

土砂埋立て等について必要な規制を定めることにより、土砂埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とします。

#### 2. 定義

「土砂埋立て等」とは、土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂のたい積を行う行為とします。

#### 3. 責務

##### (1) 市の責務

市は、不適正な土砂埋立て等が行われることのないよう必要な施策を推進するものとしてします。

##### (2) 土砂埋立て等を行う者の責務

土砂埋立て等を行う者は、地域団体と協定を締結するなど、周辺住民の理解を得るよう努めるとともに、苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決にあたらなければならないこととします。

##### (3) 土砂を発生させる者の責務

土砂を発生させる者は、土砂の発生を抑制し、発生させた土砂の有効な利用の促進に努めるとともに、発生させた土砂により不適正な土砂埋立て等が行われることのないよう適正な土砂の処理に努めなければならないこととします。

(4) 土地所有者の責務

土地所有者は、その所有する土地において不適正な土砂埋立て等が行われることのないよう適正な管理に努めなければならないこととします。

(5) 土砂を運搬する者の責務

土砂を運搬する者は、沿道への粉じんの飛散防止並びに騒音及び振動の低減に努めなければならないこととします。

4. 土砂埋立て等の許可

(1) 土砂埋立て等区域の面積が 500 平方メートル以上 3,000 平方メートル未満であつて、かつ土砂埋立て等の高さが 1 メートル以上の場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないこととします。なお、当該区域で採取された土砂のみを用いる行為、国や地方公共団体が実施する行為、特定の法令又は条例の許可等を受けた行為等は適用除外とする規定を設けます。

(2) 許可期間は 3 年以内とします。(他場所への搬出を目的とする一時たい積を除く。)

5. 事前協議

許可申請をしようとする者は、あらかじめ、土砂埋立て等の計画について市長と協議しなければならないこととします。

6. 土地所有者の同意

許可申請をしようとする者は、あらかじめ、土砂埋立て等を行う土地の所有者に同意を得なければならないこととします。(変更の許可を含む。)

7. 説明会の開催

許可申請をしようとする者は、申請前に、周辺住民に対し説明会の開催等により、土砂埋立て等の概要を周知しなければならないこととします。(変更の許可を含む。)

8. 許可の申請の手続

許可申請をしようとする者は、以下の書面や図面などを提出することとします。

- ①土砂埋立て等の目的や内容、期間
- ②埋立て等の区域の位置、面積及びたい積の構造
- ③搬入する土砂の量及び搬入に関する計画
- ④災害の防止及び生活環境を保全するための措置内容 など

## 9. 許可の基準

- (1) 許可申請をしようとする者が、以下のいずれかに該当する場合、許可しないこととします。
  - ①本条例に違反して命令を受けた日又は本条例の許可の取消し処分を受けた日から3年を経過していない場合
  - ②本条例又は特定の法令等に違反して罰金刑以上の刑に処せられた場合
  - ③暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する場合
  - ④土砂埋立て等を適正に行うに足りる資力を有していないことが明らかである場合など
- (2) 土地所有者の同意を得ていることとします。
- (3) 災害を防止するため、土砂埋立て等の申請内容が構造上の基準等に適合していることとします。
- (4) 許可には、条件を付することができることとします。

## 10. 許可の内容の変更

土砂埋立て等に係る許可の内容を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、事前に変更の許可を受けなければならないこととします。

## 11. 土地所有者への通知

許可を受けた者は、許可の内容や条件を土地所有者に通知しなければならないこととします。(変更の許可を含む。)

## 12. 許可を受けた者の義務

許可を受けた者に対して、以下の義務を規定します。

- ①搬入する土砂の発生場所及び汚染のおそれがないことの確認並びに報告
- ②土砂の量などを記載した土砂管理台帳の作成
- ③搬入した土砂の量の報告
- ④氏名等を記載した標識の掲示及び埋立て等区域の境界を明示するための境界標の設置
- ⑤関係書類及び土砂管理台帳の閲覧、保存

## 13. 各種届出

土砂埋立て等を着手、完了、廃止、休止又は再開したときは、その旨を市長に届け出なければならないこととします。

#### 14. 命令

市長は、土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するため必要があると認めるときなどは、期限を定めて、災害を防止するために必要な措置又は土砂埋立て等の停止を命ずることができることとします。

#### 15. 許可の取消し等

市長は、不正手段による許可取得や義務違反、命令違反などがあつたときは、許可の取消し又は土砂埋立て等の停止を命ずることができることとします。

#### 16. 土地所有者の義務、勧告及び命令

- (1) 土砂埋立て等に同意をした土地所有者は、土砂埋立て等が行われている間、定期的に、施工状況を確認しなければならないこととします。
- (2) 土砂埋立て等に同意をした土地所有者は、不適正な土砂埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに、許可を受けた者に中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかに、その旨を市長に報告しなければならないこととします。
- (3) 市長は、許可を受けた者が市長からの命令に従わず、土地所有者が上記の義務を怠った場合は、土地所有者に必要な措置を講ずるよう勧告、命令することができることとします。

#### 17. 報告徴収

市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂埋立て等を行う者及び土地所有者に対して、報告を求めることができることとします。

#### 18. 立入検査

市長は、職員に、事業場等に立ち入り、帳簿書類、その他の物件を検査、又は質問させることができることとします。

#### 19. 公表

市長は、命令をした場合、氏名又は名称、命令の内容等を公表できることとします。

#### 20. 罰則

以下に該当する者には罰則を科すこととします。

なお、土砂埋立て等を行う者のほか法人にも罰金刑を科することとします。

- ① 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

- ・ 必要な許可等を受けずに土砂埋立て等を行った者
  - ・ 災害を防止するための措置命令に違反した者
  - ・ 偽りその他不正の手段により許可等を受けた者
- ② 6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ・ 措置命令に従わなかった者
- ③ 50万円以下の罰金
- ・ 報告等の義務を怠り、又は虚偽の報告をした者
  - ・ 立入検査を拒み、妨げ又は忌避するなどをした者
- ④ 30万円以下の罰金
- ・ 着手の届出等必要な届出をせず、又は虚偽の届出をした者
  - ・ 関係書類を保存しなかった者

## 21. 経過措置

条例の施行日に、現に土砂埋立て等を行っている場合には、6ヶ月の経過措置期間を設けることとします。

また、条例施行日に特定の法令又は条例の規定による許認可を受けている場合には、当該許認可に係る許可期間が満了する日までは経過措置を設けることとします。